

## 諏訪圏域における地域生活支援拠点の整備について

H28年10月20日

諏訪地域障がい福祉自立支援協議会全体会

### 地域生活拠点整備の背景と経過

○平成24年6月成立した障害者総合支援法において「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと」が附帯決議された。

○厚生労働省は、この附帯決議を受けて検討を行い、「障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）」を示すと共に平成27年度から29年度までの「第4期障害福祉計画」において、市町村または圏域で「1か所」以上の整備を求めている。

○長野県では第4期障害福祉計画において平成29年度までに、各圏域で整備を進めることを目標としている。

### 地域生活支援拠点のねらい

○障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子ども（以下「障がいのある人等」という、）の地域生活支援を推進する。

○障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築する。

○地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行なう体制等の整備や、地域支援のための拠点の整備を積極的に推進していくことで、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図る。

#### 障がい者（介護者）が抱える不安

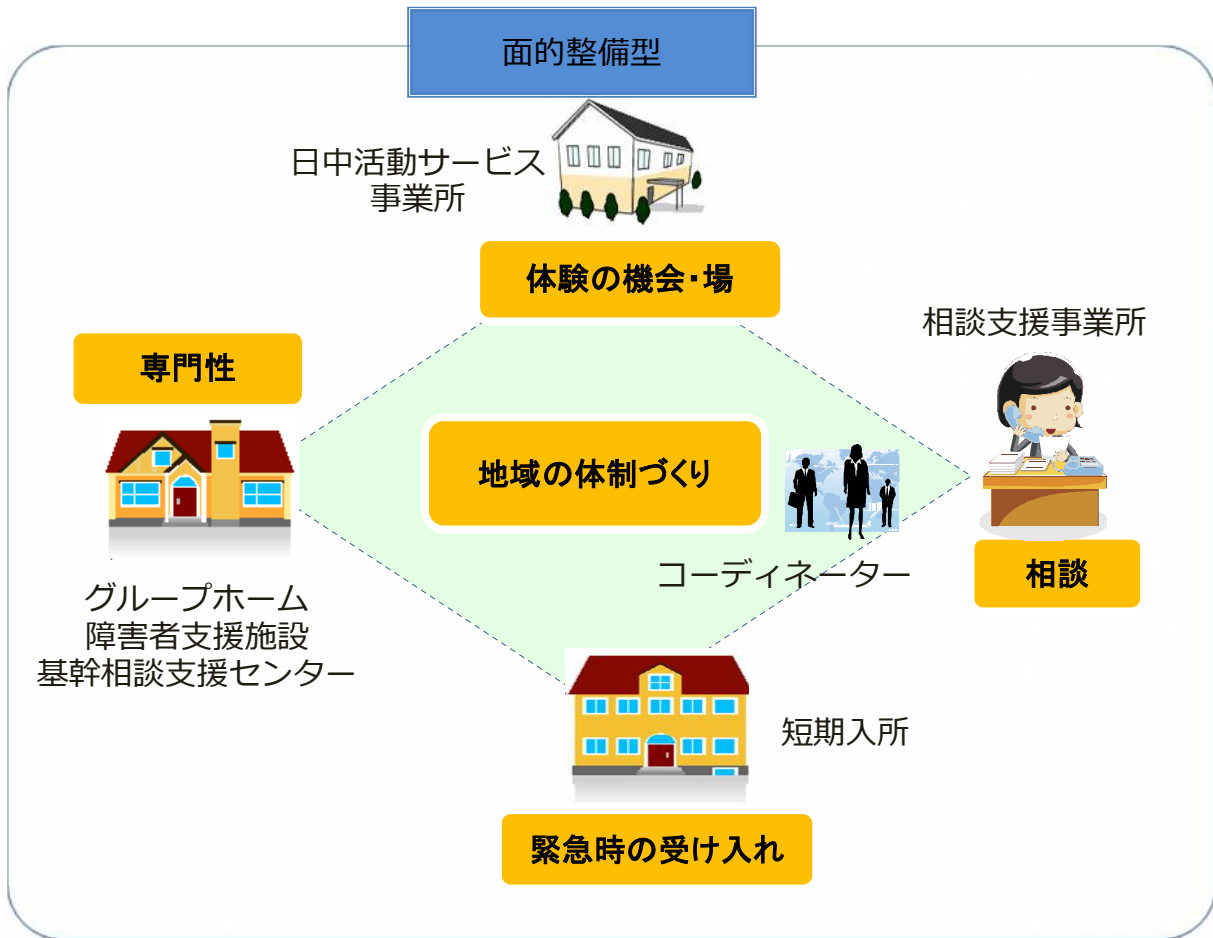
- ・ 主な介護者がいなくなった場合の生活の不安
- ・ 緊急時（急病、災害時）の対応の不安
- ・ 健康面での不安
- ・ 介護者のレスパイト



#### 求められる機能

- ① 相談（地域移行、親元からの自立 等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、GH 等）
- ③ 緊急時の受入れ（短期入所の利便性・対応力向上 等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携 等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置 等）

諏訪圏域では、地域の障害福祉サービス既存の事業者等の関係機関が連携して支援する「面的整備型」での対応を考えている。



### 今までの取り組み状況と今後の進め方

- 緊急時受入れ事業所（入所施設、グループホーム）に事業説明と協力依頼
- 行政、相談支援事業所、緊急時受入れ事業所の代表でプロジェクトチーム立ち上げ
- 現在、諏訪圏域内における緊急時対応が必要と思われる400名ほどをピックアップ。その中で、緊急ショートが必要な人がどの位いるのか、調査中。
- 今後の検討内容
  - ①身近な地域で24時間365日対応する相談支援体制
  - ②地域生活への移行をイメージしたGHへの体験入居、緊急時のショートステイ等の受け入れ体制の確保
  - ③必要に応じて医療との連携等による、夜間を含めた地域生活を支えるための緊急支援体制の構築
    - ・個人ごと、緊急の内容が違い、障害特性も違うため、個別の対応計画が必要。
    - ・地域定着支援（給付対象）の対象者を検討
    - ・指定一般相談支援事業所の指定・登録